

## 資本政策の基本的な方針

### 【原則1－3. 資本政策の基本的な方針】

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

---

#### 《資本政策の基本方針》

当社は、株主価値を中長期的に高めるために、持続的な成長が必要と考え、成長投資とリスク許容できる株主資本の水準を保持することを基本とする。

株主資本利益率（ROE）を最も重要な経営指標の一つと捉え、この目標値を公表し、株主資本の有効活用を目指しつつ、安定的に成長投資資金を調達できる強固な財務基盤の確保を目指すために、DE レシオ等の財務健全性を計る目標値を公表し、これを目指すことで最適資本構成の構築を図る。

（コーポレートガバナンスガイドライン第5条1項）

#### [株主資本利益率（ROE）及び財務健全性を計る目標値について]

当社は、第5次中期経営計画（2016年4月～2019年3月）期間中において、株主資本利益率（ROE）を10%以上、DE レシオを0.5程度とすることを経営目標の一つとしております。

## 株主還元に関する基本的な方針

### 【原則1－3. 資本政策の基本的な方針】

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

---

#### 《株主還元に関する基本的な方針》

当社は、事業活動を通じて創出した利益を株主の皆様へ還元することと併せ、中長期的な企業価値の最大化の為に不動産開発投資、海外事業展開、M&A、研究開発及び生産設備等の成長投資に資金を投下し、1株当たり利益（EPS）を増大させることをもって株主価値向上を図ることを株主還元に関する基本方針とする。

配当性向については、親会社株主に帰属する当期純利益の30%以上として業績に連動した利益還元を行い、かつ安定的な配当の維持に努める。

なお自己株式の取得については、市場環境や資本効率等を勘案し、適切な時期に実施することとする。

（コーポレートガバナンスガイドライン第6条1項）

## 政策保有株式の保有方針

### 【原則1－4. いわゆる政策保有株式】

上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。

---

### 《政策保有株式に関する方針》

当社は、相手企業との関係・提携強化を図る目的で、政策保有株式を保有する。取締役会は毎年、主要な政策保有株式について中長期的な経済合理性等を検証する。

(コーポレートガバナンスガイドライン第5条2項)

## 政策保有株式の議決権行使基準

### 【原則1－4. いわゆる政策保有株式】

上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、(中略)

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。

---

《政策保有株式に係る議決権の行使について適切な対応を確保するための基準》

当社は、政策保有株式の議決権行使について、当該企業の価値向上につながるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別に精査した上で、議案への賛否を判断する。

(コーポレートガバナンスガイドライン第5条3項)

## 関連当事者間の取引に係る枠組み

### 【原則1-7. 関連当事者間の取引】

上場会社とその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

---

#### 《自己取引ガイドライン》

当社は、株主の利益を保護するため、取締役、監査役などの当社関係者や主要株主がその立場を濫用して、当社や株主の利益に反する取引を行うことを防止するための「自己取引ガイドライン」等の基準を定め、この概要を公表する。

（コーポレートガバナンスガイドライン第11条1項）

#### 《自己取引ガイドラインの概要》

当社は、役員等との取引において、請負、売買契約を締結する場合、契約の概要、原価率、会社から受ける特典内容等を取締役会事務局に提出させ、取締役会にて一般的な取引と比較を行うなどして審議しています。また、取引実施後に、取締役会での事前審議の内容に差異がないかを確認するため、取締役会での事後報告を義務付けております。

## 経営理念等・経営戦略・経営計画

### 【原則3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コード(原案)の各原則において開示を求めている事項のほか、) 以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

#### (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

---

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、理念体系や経営戦略、経営計画について、当社ウェブサイトにて開示しております。

(以下 URL をご参照ください。)

#### 《経営理念等》

大和ハウスグループ理念体系(企業理念・経営ビジョン・社員憲章・企業倫理綱領)

<http://www.daiwahouse.com/about/csr/>

#### 《経営戦略・経営計画》

中期経営計画(第5次中期経営計画)、経営方針

<http://www.daiwahouse.com/ir/challenge/>

## コーポレートガバナンスに関する基本方針

### 【原則3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コード(原案)の各原則において開示を求めている事項のほか、) 以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

(ii) 本コード(原案)のそれぞれ原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

---

#### 《コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方》

当社は、社会に信頼される企業であり続けるため、株主の権利を尊重し、経営の公平性・透明性を確保するとともに、取締役会を中心とした自己規律のもと、株主に対する受託者責任・説明責任を十分に機能させる。同時に、経営ビジョンを具現化するため、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置付け、適確かつ迅速な意思決定・業務執行体制ならびに適正な監督・監視体制の構築を図るとともに、多様な視点、長期的な視点に基づいたコーポレートガバナンス体制を構築することを基本姿勢とする。

また、社会に不可欠な商品・サービスの提供を通じて、株主・顧客・従業員・取引先・社会に対する価値創造を行うことにより企業価値を向上させる。その実現のために、「人・街・暮らしの価値共創グループ」として社会のニーズに応じた幅広い事業分野での事業展開、積極的なイノベーション・新規分野の開拓を進めること《社会的貢献》、ならびに上場企業として中長期的かつ安定的に資本コストを上回る経済的価値を生み出すこと《株主価値創造》、の両面を高い水準で維持・向上させる最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組む。

(コーポレートガバナンスガイドライン第2条)

#### 《コーポレートガバナンスの基本方針》

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためのより良いコーポレートガバナンスを追求するため、当社が具体的に取り組むべきことを明確にし、株主の皆様への説明責任を果たすため、コーポレートガバナンスの基本方針として コーポレートガバナンスガイドライン を制定し、公表しております。(平成27年5月27日制定)

## 報酬の決定方針と手続き

### 【原則3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コード(原案)の各原則において開示を求めている事項のほか、) 以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

#### (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の役員報酬は、業績との連動ならびに企業価値創造の対価として適切なインセンティブを構成することにより、優秀な経営人財を生み、また確保し、上場企業として持続的な発展に資することを目的としています。

インセンティブ(報酬及び投資制度)の要素としては、短期の金銭報酬としての固定報酬と年次賞与、中期の業績及び株価に連動する投資制度としての有償発行新株予約権(有償ストック・オプション)、及び長期的な株主価値に連動する業績連動型株式報酬で構成しています。これにより、取締役が担う短期・中期・長期の経営の責務に対するバランスを備えたインセンティブ制度の構築を図っています。

各要素の目的として、

- ①固定報酬は、事業規模を踏まえた当社経営者としての職責を果たす対価として支給します。
- ②年次賞与は「利益を出し、企業を成長発展させること」の成果報酬として、連結経常利益の0.5%以内で支給します。
- ③有償ストック・オプションは中期経営計画に掲げる業績目標と株主価値向上へのコミットメントを高めることを目的として制度を設けています。
- ④業績連動型株式報酬は、取締役の当社保有株式数を増やすことに加え、業績連動指標に株主資本利益率(ROE)を用いることで株主への適切な配慮がなされることを目的として支給します。

なお、年次インセンティブ賞与は、当該事業年度の実績に対する役員への支給額について株主の皆様の意思をお諮りすべく、毎年の株主総会議案に上程することとしております。

これらの決定については、透明性・客観性を確保するため、委員の半数以上を社外取締役で構成し、委員長を社外取締役とする報酬諮問委員会への諮問を通じて、決定します。



## 指名の方針と手続き

### 【原則 3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コード(原案)の各原則において開示を求めている事項のほか、) 以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

### (iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

---

#### 《取締役の資格及び指名手続き》

##### (選定基準)

1. 優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
2. 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていること
3. 先見性・洞察性に優れていること
4. 時代の動向、経営環境、市場の変化を適確に把握できること
5. 自らの資質向上に努める意欲が旺盛なこと
6. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べるができること
7. 会社法第 331 条第 1 項に定める取締役の欠格事由に該当しないこと

##### (選任手続き)

1. 取締役の選任は、株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する取締役候補者は取締役会において選定する。
2. 取締役候補者の選定にあたっては、選定基準ならびに取締役会の構成に関する考え方を踏まえ、指名諮問委員会における協議を経たうえで、取締役会で決定される。

##### (構成に関する考え方)

1. 取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成する。
2. 取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数として、2 名以上の社外取締役を含む 20 名以内で構成する。

## コーポレートガバナンス・コードに基づく情報開示

3. 社内取締役は、最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）ならびに各本部長、各事業担当役員、技術部門役員、管理部門役員を中心に経営の監督が行き届くように構成する。
4. 取締役会は、各取締役の有する多様な経験や見識をもって、取締役会全体の機能を補完し、取締役会全体として受託者責任を果たせるよう構成する。

### 《監査役の資格及び指名手続き》

#### （選定基準）

1. 優れた人格・見識及び豊富な経験とともに高い倫理観を有していること
2. 全社的な見地、客観的に監視する能力に優れていること
3. 先見性・洞察性に優れていること
4. 時代の動向、経営環境、市場の変化を適確に把握できること
5. 自らの資質向上に努める意欲が旺盛なこと
6. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べるができること
7. 会社法第 335 条第 1 項に定める監査役の欠格事由に該当しないこと

#### （選任手続き）

1. 監査役の選任は、株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する監査役候補者は取締役会において選定する。
2. 監査役候補者の選定にあたっては、選定基準ならびに構成に関する考え方を踏まえ、指名諮問委員会における協議ならびに監査役会の同意を経たうえで、取締役会で決定される。

#### （構成に関する考え方）

1. 監査役会は、監査役会の独立性確保のため過半数の社外監査役で構成し、少なくとも 1 名以上を証券取引所が定める独立役員に指定する。
2. 社外監査役は財務・会計、法律、経営などの専門家から選任する。
3. 常勤監査役は、当社において豊富な経験を有する者から選任し、うち 1 名以上は財務・会計に相当程度精通している者から選任する。

## 取締役・監査役候補の 個々の選任・指名についての説明

### 【原則3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コード(原案)の各原則において開示を求めている事項のほか、) 以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社の取締役会は、第78期定時株主総会(平成29年6月29日開催)において、取締役19名(社外取締役3名含む)ならびに監査役3名(社外監査役1名含む)の選任議案を上程いたしました。すべての取締役・監査役候補者は、取締役・監査役候補者の選定基準を満たしており、また、取締役会・監査役会の全体としての実効性を確保するために必要な人数や多様性に関する構成を踏まえたうえで、個々の指名を行っております。

具体的には、次のとおり各々が有する多様な経験やバックグラウンドを当社経営に発揮し、かつ、相互に経験や見識を補完することにより、取締役会・監査役会全体としてバランスを備え、各機能を高めることを期待して個々の指名を行っております。

### 【取締役】

	氏名	取締役候補者とした理由	役職
1	樋口 武男	長年にわたり優れたリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上を牽引してまいりました。当社代表取締役就任後は、当社グループの持続的な成長を図るため、取締役会議長として経営全般のバランスの維持・向上に努めるとともに、後継者の育成に尽力していることから、今後もその優れた経営手腕と経営精神がグループ経営幹部へと涵養されることを期待するものです。	代表取締役会長 (CEO)

コーポレートガバナンス・コードに基づく情報開示

	氏名	取締役候補者とした理由	役職
2	大野 直竹	取締役就任後、主に営業本部長として業容の拡大を牽引した実績を有しております。代表取締役社長就任後は、「コア事業への積極的な投資」と「新規事業の創出」に注力するなど、当社グループの高水準での成長を実現させるとともに、将来にわたる成長への基盤づくりに尽力していることから、引き続きその経営手腕と優れたリーダーシップが発揮されることを期待するものです。	代表取締役社長 (COO)
3	石橋 民生	購買部門での勤務経験を積み、当社及び当社グループ会社の取締役として長年にわたり経営に携わり、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。	代表取締役副社長
4	河合 克友	人事部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は主に経営管理本部長、経営管理本部戦略部門を担当し、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。	代表取締役副社長
5	香曾我部 武	経理部門での勤務、グループ会社代表取締役の経験を積み、当社取締役就任後は主に CFO、経営管理本部管理部門を担当し、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。	代表取締役 専務執行役員 (CFO)
6	土田 和人	技術部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は主に技術本部副本部長、海外事業技術を担当し、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、今後、生産購買を含めたものづくり機能の更なる強化を推進することを期待するものです。	代表取締役 専務執行役員

コーポレートガバナンス・コードに基づく情報開示

	氏名	取締役候補者とした理由	役職
7	藤谷 修	営業部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は主に流通店舗事業を担当し、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。	取締役専務執行役員
8	堀 福次郎	営業部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は主に集合住宅事業を担当し、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。	取締役専務執行役員
9	芳井 敬一	営業部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は主に営業本部長、海外事業を担当し、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。	取締役専務執行役員
10	濱 隆	技術部門での勤務、総合技術研究所長の経験を積み、当社取締役就任後は主に環境エネルギー事業を担当し、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。	取締役常務執行役員
11	山本 誠	営業部門での勤務、総合宣伝部長の経験を積み、当社取締役就任後は主に経営管理本部コーポレートコミュニケーション部門を担当し、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。	取締役常務執行役員

コーポレートガバナンス・コードに基づく情報開示

	氏名	取締役候補者とした理由	役職
12	田辺 吉昭	技術部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は主に技術本部副本部長を担当し、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、今後生産購買を含めたものづくり機能の更なる強化を推進することを期待するものです。	取締役常務執行役員
13	大友 浩嗣	営業部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は主に営業本部副本部長、住宅事業全般を担当し、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。	取締役常務執行役員
14	浦川 竜哉	営業部門での勤務経験を積み、建築事業担当役員として当社グループの企業価値の向上に尽力してきたことから、今後はその幅広い知識と経験を活かし、取締役として経営手腕が発揮されることを期待するものです。	取締役常務執行役員
15	出倉 和人	営業部門における勤務経験を積み、営業本部副本部長、関西ブロック長として当社グループの企業価値の向上に尽力してきたことから、今後はその幅広い知識と経験を活かし、取締役として経営手腕が発揮されることを期待するものです。	取締役常務執行役員
16	有吉 善則	技術部門における勤務経験を積み、総合技術研究所長として当社グループの企業価値の向上に尽力してきたことから、今後はその幅広い知識と経験を活かし、取締役として経営手腕が発揮されることを期待するものです。	取締役常務執行役員
17	木村 一義	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を通して培った企業経営に関する高い知見を活かし、様々な視点からご意見・ご指摘をいただくなどガバナンス強化の重要な役割を担ってきたことから、引き続き独立した立場から当社の経営を監督していただけることを期待するものです。	取締役（社外） 独立役員

コーポレートガバナンス・コードに基づく情報開示

	氏名	取締役候補者とした理由	役職
18	重森 豊	<p>長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を通して培った企業経営に関する高い知見を活かし、様々な視点からご意見・ご指摘をいただくなどガバナンス強化の重要な役割を担ってきたことから、引き続き独立した立場から当社の経営を監督していただけることを期待するものです。</p>	<p>取締役（社外） 独立役員</p>
19	藪 ゆき子	<p>長年にわたる一般消費財製品の企画・開発・市場調査等に関する豊富な経験を活かし、消費者目線での有益な助言をいただくなどガバナンス強化の重要な役割を担ってきたことから、引き続き独立した立場から当社の経営を監督していただけることを期待するものです。</p> <p>なお同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社が期待する社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>	<p>取締役（社外） 独立役員</p>

コーポレートガバナンス・コードに基づく情報開示

【監査役】

	氏名	監査役候補者とした理由	役職
1	平田 憲治	長年にわたる事業所長としての経験を有することから事業所経営についての豊富な知見を持ち、常勤監査役として現場実査に基づいた確かな提言を行うなど監査役会全体としての監査の実効性向上に貢献してきたことから、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、再任をお願いするものです。	監査役（社内）
2	飯田 和宏	長年にわたる弁護士としての経験を有することから専門知識と企業法務に関する豊富な知見を持ち、法律専門家である社外監査役として当社取締役の職務の執行の適法性監査並びに内部統制システムの構築・改善に重要な役割を果たしてきたことから、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、再任をお願いするものです。 なお同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社が期待する社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	監査役（社外）
3	西村 達志	長年にわたる取締役、技術本部長としての経験を有することから建築技術や経営全般についての豊富な知見を持ち、主に技術面での実効性の高い監査や、経営全般並びに当業界に精通した的確な監査が期待できることから、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、監査役として選任をお願いするものです。	監査役（社内）



## 取締役会の決議事項と委任の範囲

### 【補充原則4-1①】

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社は、取締役会の意思決定の範囲として、法令ならびに定款にて定める事項のほか、重要な意思決定の項目として「取締役会規則」ならびに「取締役会付議基準」を設けて運用しております。

取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高め、経営の活力を増大するため、法令、定款及び「取締役会規則」に記載する事項以外の業務執行の意思決定を取締役に委任しております。

(コーポレートガバナンスガイドライン第15条2項、3項)

### 《取締役への委任の範囲の概要》

業務執行に関する事項のうち、その目的や規模（当社総資産、利益に占める割合等）等を総合的に勘案のうえ、下記事項は取締役に委任する。

（業務執行に関する事項）

- ・ 基準金額未満の財産の処分、譲受け、設備投資
- ・ 基準金額未満の他社への出資、融資、債務の免除、保証
- ・ 基準金額未満の寄付
- ・ 基準金額未満の不動産開発投資

## 社外取締役の人数に関する考え方

### 【原則4－8．独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである。

---

### 《独立社外取締役の人数に関する考え方》

当社は現在、独立社外取締役を3名選任しております。取締役会は、社内取締役16名と合わせて合計19名で構成しています。

将来的に必要と考える水準としては、具体的に設けておりませんが、取締役会での活発なご意見を頂くために、独立社外取締役は1名ではなく複数名選任すべきと考えており、今後も複数名の独立社外取締役を設置する予定です。

(コーポレートガバナンスガイドライン第13条4項)

また、当社は監査役会設置会社として、2名の常勤監査役と4名の社外監査役を選任しております。独立社外取締役及び監査役・監査役会には、主にモニタリング機能を期待しております。モニタリング機能を期待される役員は、業務執行と一定の距離を置く代表取締役会長（CEO）を含め計10名が担っています。これは、取締役・監査役の人数の3分の1以上にあたる構成となっており、これらを踏まえ現時点において当社の独立社外取締役は3名が適切と考えております。

本件につきましては、経営のマネジメント機能とモニタリング機能のバランスを備えたボードを構成することを基本として、事業規模、経営環境等に応じて、適宜検証していく方針です。

## 社外役員<sup>1</sup>の独立性判断基準

### 【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

社外取締役は、会社法に定める社外取締役の要件だけでなく、原則として指名諮問委員会が定める「社外役員<sup>1</sup>の独立性判断基準」を充足する者を選任することとしております。

#### ≪社外役員<sup>1</sup>の独立性判断基準≫

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員<sup>1</sup>」と総称する）または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

- ① 当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者<sup>1</sup>
- ② 当社グループを主要な取引先とする者<sup>2</sup>又はその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先<sup>3</sup>又はその業務執行者
- ④ 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
- ⑤ 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
- ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑦ 当社グループから役員報酬以外に、多額<sup>4</sup>の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- ⑧ 当社グループから多額<sup>4</sup>の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑨ 当社グループから多額<sup>4</sup>の寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者

## コーポレートガバナンス・コードに基づく情報開示

- ⑩ 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ⑪ 上記②～⑩に過去3年間において該当していた者
- ⑫ 上記①～⑩に該当する者が重要な者<sup>5</sup>である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

### (注)

1. 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人ならびに過去に一度でも当社グループに所属したことがある者をいう。
2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
3. 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。
4. 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
5. 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

## 取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方

### 【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

### 【補充原則4-11①】

取締役会は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

### 《取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方》

取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数として、2名以上の独立社外取締役を含む20名以内で構成することを基本としています。

社内取締役は、最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）ならびに営業本部、技術本部、経営管理本部等の各本部長、加えて住宅事業、集合住宅事業、流通店舗事業等の各事業担当役員を中心に選任し、取締役会全体として経営の監督が行き届くよう、また、全社的な内部統制機能を効率的に働かせることができるよう、網羅的に選任しています。また、社外取締役を3名選任し（うち1名女性）、知識・経験の幅を広げることで取締役会全体の実効性を高めています。

（コーポレートガバナンスガイドライン第13条3項、4項）

### 《取締役の資格及び指名手続き》

（選定基準）

1. 優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
2. 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていること
3. 先見性・洞察性に優れていること
4. 時代の動向、経営環境、市場の変化を適確に把握できること
5. 自らの資質向上に努める意欲が旺盛なこと

## コーポレートガバナンス・コードに基づく情報開示

6. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べるができること

7. 会社法第 331 条第 1 項に定める取締役の欠格事由に該当しないこと

(選任手続き)

1. 取締役の選任は、株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する取締役候補者は取締役会において選定する。
2. 取締役候補者の選定にあたっては、選定基準ならびに取締役会の構成に関する考え方を踏まえ、指名諮問委員会における協議を経たうえで、取締役会で決定される。

## 取締役・監査役の兼任状況

### 【補充原則4-11②】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

《取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況》 (平成29年6月29日時点)

当社における地位	氏名	兼任している会社名	役職
取締役（社外）	木村 一義	株式会社コジマ	代表取締役会長兼 社長代表執行役員
		株式会社ビックカメラ	取締役
		スパークス・グループ株式会社	社外監査役
取締役（社外）	重森 豊	シナネンホールディングス株式会社	社外取締役 監査等委員
取締役（社外）	籾 ゆき子	宝ホールディングス株式会社	社外取締役
監査役（社外）	飯田 和宏	タカラスタンダード株式会社	社外監査役
監査役（社外）	桑野 幸徳	オプテックスグループ株式会社	社外取締役 監査等委員
監査役（社外）	織田 昌之助	—	—

## 取締役会評価の結果の概要

### 【補充原則4-11③】

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社では、アンケート方式での取締役による自己評価、監査役会・取締役会により、取締役会全体の分析・評価を行っております。

平成29年においては、外部機関の協力を得てアンケートを実施し、回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。外部機関からの集計結果の報告を踏まえたうえで、取締役会の構成、意思決定プロセス、業績管理等の取締役会の運営状況、社外取締役へのサポート状況、取締役の職務執行状況等を確認した結果、当社取締役会の実効性は十分確保されているものと評価いたしました。

一方、取締役会の構成の多様性や変化し続ける経営環境に対する必要な知識の習得等の課題についても共有いたしました。

加えて当社は、「コーポレートガバナンスガイドライン」に定める各項目について、毎年、自己レビューを行うことにより経営システムの総点検を行っております。平成29年においては、概ねガイドラインに沿った運用がなされているものと評価します。

なお、一部条文については改正の決議を行っております。この改正は、高品質な商品を持続的に提供するための事業所への監査・確認方法を平成29年より変更していることから、合わせて条文を改正したものです。

今後も、取締役会の実効性と経営システムの向上に努めてまいります。

### （取締役会評価）

第17条 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

2. 取締役会評価にあたっては、代表取締役会長（CEO）を実施責任者、経営管理本部長を実施担当者とし、評価を行う。

3. 監査役会は、毎年、取締役会の監督機能ならびに業務執行機能について、ビジネス、ガバナンス、リスク管理に関する事項等を含む取締役会全体の実効性について、監査役会としての分析・評価を行い、意見を述べる。当該評価に際しては、社外取締役へのヒアリング等を行ったうえで、取締役会のあり方について、建設的な意見を述べる。

（コーポレートガバナンスガイドライン第17条）



## 株主との建設的な対話を促進するための方針

### 【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申し込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

---

#### 《株主との建設的な対話（エンゲージメント）を促進するための方針》

当社は、株主との建設的な対話が、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、

- ①株主からの対話（面談）の申し込みに対して、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、社外取締役を含む取締役または経営幹部が臨むことを基本とする。
- ②IR 担当役員は、建設的な対話の実現のため、社内部門と協力して対応する。
- ③中長期的な企業価値を判断するための情報開示に努め、株主との対話（エンゲージメント）を通じて企業価値を高める。
- ④IR 担当役員は、個別面談のほか、経営説明会や施設見学会などを開催し、IR 活動の充実を図る。
- ⑤IR 担当役員は、自社の考えていることを、対話を通じて株主に伝え、株主から頂いた意見・要望について、経営幹部または取締役へフィードバックするとともに、社外役員にもフィードバックを適時適切に行い、独立・客観的な視点からの課題認識を共有する。
- ⑥IR 担当役員は、未公表の重要な内部情報（インサイダー情報）が外部へ漏洩することを防止するため、「内部者取引に関する規則」に基づき、情報管理責任者と連携を図り情報管理を徹底する。

（コーポレートガバナンスガイドライン第44条3項）

※Explain

## 株主総会関連日程の適切な設定

### 【補充原則1-2③】

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

---

当社は、株主総会が株主の皆様との建設的な対話のための重要な場であることを認識し、招集通知の早期発送など適切な日程の設定に努めておりますが、次の理由から株主総会の開催日は、いわゆる集中日付近での開催（直近5回のうち4回が集中日開催）となっております。

#### 1. 決算日程との関係

当社は、適正な財務報告と、高品質な監査のための十分な時間確保の観点から、決算日程を設定しています。そのため、現状の体制におきましては、決算業務との兼ね合いにより、株主総会開催日を含む日程の前倒しは困難な状況にあります。

#### 2. 会場の問題

当社は、多数の株主の皆様が株主総会に出席していただくため、交通アクセスが良く、十分な収容力をもった会場で株主総会を開催することとしています。株主総会シーズンは、同会場を他社も使用されており、他社との日程調整により、当社開催日を決定しております。また、開催日の分散化が進んだこともあり、同地域における同規模かつ、株主の皆様がアクセスしやすい別会場を確保することが困難であり、今後も現在の会場で実施する見込みであります。

これらのことから、現時点におきましては、現行の集中日付近での開催を継続することが濃厚な状況にありますが、株主の皆様との建設的な対話の充実に向け、中長期的には上記記載の理由を解消させる方向で取り組んでまいります。

※Explain

## 業務執行しない取締役の選任

### 【原則4-6】

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実行を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

---

当社は、監査役会設置会社として、監査役・監査役会が取締役・執行役員の職務の執行を監視しています。また、取締役会の監督機能を高めるため、3名の社外取締役を選任しています。加えて、当社は代表取締役会長が最高経営責任者（CEO）を務め、代表取締役社長が最高執行責任者（COO）を務めています。会長は経営責任を負うために代表権を有しているものの、業務の執行と一定の距離を置いております。

よって、CEO（1名）、社外取締役（3名）、監査役（常勤2名、社外4名）の計10名が、取締役会の監視・監督を行い、十分に機能していることから、取締役会の構成人数の適正も踏まえ、現時点において、別途業務執行をしない取締役を選任しておりません。

本件につきましては、経営のマネジメント機能とモニタリング機能のバランスを備えたボードを構成することを基本として、事業規模、経営環境等に応じて、適宜検証していく方針です。